

仕 様 書

(1) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ア 別表 1 [貸付物件一覧]で示す外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
- イ 新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。また、キャッシュレス対応も可とする。
- ウ 省電力やノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮したものであること。
- エ 利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインの機械の積極的な導入に努めること。

(2) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については組合と協議の上行うこと。
- イ 販売品目及び販売価格については、別表 1[貸付物件一覧]によるものとし、酒類の販売は認めない。なお、商品の具体的な構成については、組合と協議すること。
- ウ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格以下とすること。

(3) 維持管理

契約期間中は次の事項を遵守すること。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状を回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することはできません。